

~ 職場内での回覧をお願いします ~

## 「医療費のお知らせ」をお送りします

協会けんぽでは、加入者の皆様にご自身の治療等にかかった医療費について確認してい ただき、健康保険事業の健全な運営を図るために、年一回「医療費のお知らせ」をお送 りしています。

間棋象位 ■

令和2年10月診療分~令和3年9月診療分

- ※ 当協会に医療機関の受診情報が到着するのは受診された月から3~4か月後であるため、 令和3年10月~令和3年12月診療分は記載がありませんのでご了承ください。
- 送付時期

令和4年1月下旬から順次事業所へ発送

### 事業主様へお願い

開封せずに、被保険者様へお渡しいただきますよう お願いいたします。



### 「医療費のお知らせ」は医療費控除の申告手続きに使用できます!!

申告の際、医療費控除の添付資料として「医療費のお知らせ」が使用できます。 「医療費のお知らせ」に記載のない医療費については、医療機関等からの領 収書に基づき「医療費控除の明細書」を作成する必要があります。

医療費控除については管轄の税務署にお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

医療費のお知らせの発行について…レセプトグループ 055-220-7753





🌈 全国健康保険協会 山梨支部

協会けんぽ

055-220-7750 (代表)



〒400-8559 甲府市丸の内3-32-12 甲府ニッセイスカイビル7階

8:30~17:15 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く) 申請書はホームページからダウンロードできます



# ご存じですか? 正 し い 保 険 証 の 使 い た

### 保険証が使用できるのは退職日までです!!



保険証は、健康保険の加入資格を喪失した日(退職の翌日、扶養から外れた日)から使用できなくなります。

事業所では、退職した被保険者及びその被扶養者すべての方の 保険証を速やかに回収し**日本年金機構**へ返却してください。

※資格がなくなった保険証を使用してしまった場合は、協会けんぽが支払った分(総医療費の7~8割)を返還していただくことになります。

### 仕事中のケガや交通事故は保険証は使用できません!!



上記の場合は労災保険の適用となります。詳細は労働基準監督署 へお問い合わせください。また、医療機関を受診する際は、ケガ 等の原因を必ず医療機関にご説明ください。

お問い合わせ先: 055-220-7753 (レセプトグループ)

### 令 和 3 年 度 健 康 保 険 委 員 表 彰 状 伝 達 式 を 開催 しま した

令和3年11月18日に、長年健康保険委員としてご尽力いただいた方々への健康保険委員表彰状伝達式を開催しました。今年度は新型コロナウイルスの感染防止のため規模を縮小して行いました。「全国健康保険協会理事長表彰」として3名、「全国健康保険協会山梨支部長表彰」として8名の方々が受賞されました。

受賞された健康保険委員の皆様、誠におめでとうございます。



お問い合わせ先:055-220-7751(企画総務グループ)

